

# 合併に伴う住所変更にかかる 主な手続きについて

## 市役所 に関係すること

合併による住所表示の変更に伴い、住所変更等の手続きが必要となる場合がありますので、次の表を参考にいただき、必要な場合はそれぞれ手続きを行ってください。



件名	住所変更等の手続き		手続き窓口・問合せ先	
	要・不要	手続きの方法等	市役所	総合支所
口座振替(引き落とし)の手続き	不要	基本的に合併に伴う再度の口座振替の手続きは不要です。ただし、固定資産税については、一部の方について必要な手続きをお願いする場合があります。金融機関(郵便局)を変更される場合は、変更される金融機関(郵便局を含む)で手続きをお願いします。	各担当課	
戸籍、住民票	不要	市役所において職権で変更します。		
住民基本台帳カード	不要 (要)	これまでの住民基本台帳カードは合併後もそのまま利用できます。なお、住所が記載されているBタイプは、ご来庁の際に変更記載しますので、合併後、窓口に住民基本台帳カードを持参してください。	市民部市民課(住民記録) (0942)30-9027	市民生活課
印鑑登録証	不要	市役所において職権で変更します。これまでの印鑑登録証は合併後もそのまま利用できます。		
外国人登録証明書	要	合併後、ご来庁の際に変更記載しますので、窓口に登録証明書を持参してください。	市民部市民課(外国人登録) (0942)30-9028	
原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)交付証明書	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	市民部市民税課 (0942)30-9009	
保育所、学校等	不要 (要)	保育所、市立の小学校・中学校・高校については住所変更の手続きは必要ありません。なお、県立、私立等の学校については、住所変更の手続きが必要な場合もあります。各学校の窓口へお問合せください。	保育所は、 保健福祉部児童保育課 (0942)30-9025 市立の小・中・高校は、 教育文化部学務課 (0942)30-9217	保育所は、 保健福祉課 市立の小・中・高校は、 教育文化部各地域事務所 (各総合支所内)
国民年金手帳	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	保健福祉部保険年金課 (0942)30-9032	
特別障害者手当	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	保健福祉部障害者福祉課 (0942)30-9035	保健福祉課
障害児福祉手当				
心身障害者扶養共済	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	保健福祉部 家庭子ども相談室 (0942)30-9063	
児童手当				
児童扶養手当				
特別児童扶養手当				

※総合支所へのお問合せは、下記代表番号へお願いします。

田主丸総合支所: (0943) 72-2111  
FAX(0943) 72-3819

北野総合支所: (0942) 78-3551  
FAX(0942) 78-6482

城島総合支所: (0942) 62-2111  
FAX(0942) 62-3732

三瀬総合支所: (0942) 64-2311  
FAX(0942) 65-0957